

公 告

公募型プロポーザル方式により、鳥取県立鳥取産業体育館の自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

鳥取県立鳥取産業体育館 館長 川口 久光

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県立鳥取産業体育館自動販売機設置事業者の公募

(2) 概要

鳥取県立鳥取産業体育館に設置する自動販売機による紙コップでの清涼飲料水等の販売を行う。

(3) 設置場所及び設置台数

設置場所は、プール棟Aの1台とする。(別紙参照)

(4) 設置期間 令和8年1月4日から令和11年3月31日まで

設置期間満了後は、契約の更新及び設置期間の延長は行わない。

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について5年以上の実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等(個人事業者を含む。)の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

3 提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、「鳥取県立鳥取産業体育館自動販売機設置事業者募集要項」により、提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

(1) 「鳥取県立鳥取産業体育館自動販売機設置事業者募集要項」の交付方法

令和7年10月20日(月)以降、鳥取県立鳥取産業体育館ホームページから入手するものとする。

URL <http://t-santai.tottori-sf.net>

(2) 提案書の提出先及び問合せ先

〒680-0847 鳥取県鳥取市天神町50-2

鳥取県立鳥取産業体育館 担当 小村 (おむら)

電話 0857-24-2815

(3) 提案書の提出期間及び時間

持参の場合は、令和7年10月20日(月)から令和7年11月18日(火)までの日の午前9時から午後5時15分までの間、受け付けるものとする。

また、郵送による場合は、令和7年11月17日(月)午後5時15分までに必着すること。

(4) 提案書(様式第1号)の提出部数 正本1部及び副本3部(副本は複写可とする。)

(5) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、令和7年11月12日(水)午後5時15分まで受け付けるので、文書で提出すること(E-Mail: sports@t-santai.undo.jp ファクシミリも可)。

イ 質問への回答については、令和7年11月18日(火)の午後5時15分までに鳥取県立鳥取産業体育館において公表する。

URL <http://t-santai.tottori-sf.net>

4 評価方法

提案書の評価は、それぞれの審査委員(3名)が下記の基準で採点した内容点(70点満点)の平均点(小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)と 価格点(30点満点)を合計(100点満点)する方法により得点を算出して行う。

(内容点)

審査項目	審査の視点	配点
自動販売機の機能	ユニバーサルデザイン対応	5 点
	新紙幣および硬貨対応型、マルチマネー対応型、デジタルサイネージ機能、災害時飲料提供機能、A E D搭載、ピークカット機能	1 0 点
販売品の種類、品揃え	様々なニーズにこたえる種類・品揃え 鳥取県にかかわる商品	1 0 点
業務対応体制	使用済容器回収透明ボックス設置、補充体制、緊急対応、環境整備、ゴミ処理体制	1 5 点
社会貢献（県内での取り組みに限る）	鳥取県スポーツ協会賛助会員及びその他の協賛、県事業、スポーツ振興事業、障がい者スポーツ振興事業への協力、スポーツ大会ならびに講習会等への協賛	2 0 点
	その他の社会貢献 （例）スポーツ団体支援、ボランティア支援、森林保護など、さまざまな募金自販機等	1 0 点
計		7 0 点

(価格点)

審査項目	審査の視点・採点基準	配点
鳥取県立鳥取産業体育館に支払う販売手数料率	販売に伴う鳥取県立鳥取産業体育館の収入 ※提案書に記載された販売手数料率のうち最も高率なもの (A) を 3 0 点とし、その他の提案 (B) は百分比（小数点以下第 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により配点を行う。 配点 = 3 0 点 × B / A ※最低手数料率を下記のとおり設定し、これに満たない提案書は無効とする。 ・清涼飲料水 3 0 %	3 0 点

合 計		1 0 0 点
-----	--	---------

5 選定方法

4 により最も高い得点を得た者を、設置業者候補として選定する。

なお、設置業者候補以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

選定結果については、1 1 月末までに鳥取県立鳥取産業体育館ホームページにおいて公表する。

URL <http://t-santai.tottori-sf.net>

このプロポーザルへの参加者で9の（1）により提出書類を無効とされなかった者が1者である場合、その者を第1位提案者とし、4の評価は行わない。

6 契約の締結

5により設置業者候補として選定された者と協議の上、契約を締結する。提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

7 契約保証金 免除

8 暴力団排除

設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

また、設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者の場合にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

9 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

鳥取県立鳥取産業体育館は、提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、鳥取県立鳥取産業体育館自動販売機設置事業者募集要項による。